

セグメント情報の規定イメージ（案）

※注記事項とする案

1. 学校法人会計基準の規定（イメージ）

（計算書類の注記）

第〇条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

．．．

- 学校法人の部門別の情報

2. 文部科学省通知の記載（イメージ）

1. 学校法人会計基準第〇条第〇号に規定する学校法人の部門（以下「セグメント」という。）別の情報については、各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、事業活動収支計算書のセグメント別の明細を表示するものとする。併せて、各セグメントの主な区分方法を注記すること。ただし、下記に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示するものとする。

<共通に表示すべきセグメント区分>

- ①私立大学（短期大学を含む。）、私立高等専門学校
- ②①以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- ③病院

ただし、上記②については、複数ある場合、それらの一部又は全部を一括して一つのセグメント区分とすることができること（上記③についても同様とすること）。

2. 「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配賦しなかった収支を計上することができること。
3. 「その他」の区分を設けることができること。この場合、「その他」に含まれる主要な事業等の内容について注記すること。
4. 上記1～3に加え、詳細なセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではなく、むしろ、学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示することが望まれること。
5. 上記1の表示すべきセグメントが一のみの法人については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できること。
6. セグメントごとに表示すべき事業活動収支計算書の明細は、教育活動収入、教育活動支出、教育活動収支差額、教育活動外収支差額、経常収支差額、特別収支差額、基本金組入前当年度収支差額、基本金組入額合計、当年度収支差額とすること。ただし、学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、これら主要な収入及び支出の内訳についても、積極的に開示することが望まれること。

資料 3

7. 収入又は支出の各セグメントへの主な計上方法を注記すること。なお、「資金収支内訳表等の部門別経常及び配分について」（昭和 55 年 11 月 4 日 文部省 管理局長 通知）に記載の計上方法を採用している場合には、その旨を注記すること。
8. セグメント情報の記載にあたっては、収入又は支出の配分方法等について継続性が維持されるように配慮すること。なお、記載対象セグメント、収入又は支出の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響を記載すること。ただし、セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これを省略することができること。
9. 注記事項の記載方法については、別添〇「注記事項記載例」を参考にされたいこと。

（注記事項記載例） ※網掛け部分が共通に表示すべき項目

〇. 学校法人の部門（セグメント）別の情報

		(単位：円)						
科 目	部 門	学校法人 共通	(何) 大学	(何) 短期 大学	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校・ 専門学校等	病院	その他	合計
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金						
		手数料						
		寄付金						
		経常費等補助金						
		付随事業収入						
		雑収入						
		教育活動収入計						
	事業活動支出の部	人件費						
		教育研究経費						
		管理経費						
徴収不能額等								
教育活動支出計								
	教育活動収支差額							
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金						
		その他の教育活動外収入						
		教育活動外収入計						
	事業活動支出の部	借入金等利息						
		教育活動外支出計						
	教育活動外収支差額							
	経常収支差額							
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額						
		その他の特別収入						
		特別収入計						
	事業活動支出の部	資産処分差額						
		特別支出計						
	特別収支差額							
	基本金組入前当年度収支差額							
	基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△	
	当年度収支差額							
(参考)								
	事業活動収入計							
	事業活動支出計							

(注) 各セグメントの主な区分方法は…。

収入又は支出の各セグメントへの主な計上方法は…。

○検討が必要な事項

1. 共通に表示すべきセグメント区分は上記でよいか。
 - 「学校法人共通」セグメントの設定は任意としてよいか。必須とした場合の懸念点、或いは任意とした場合の懸念点はあるか。
 - 「病院」セグメントについて、医療法における病院（20床以上）は「病院」に計上することとし、診療所（0～19床）については、「病院」又は「その他」に計上することが考えられるが、懸念点はあるか。
2. 事業活動収支計算書のセグメント情報を表示することでよいか。表示する科目等は上記でよいか。
3. 併せて注記すべき情報は上記でよいか。
4. セグメント情報は、計算書類の注記に位置づけるのがよいか。または附属明細書に位置づけるのがよいか。